

平成 30 年度  
負担金の額及び徴収方法

一般社団法人九州貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

1 営業所あたり 1 カ年・・・90,850 円

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

平成 30 年 2 月 1 日（以下「基準日」という。）現在の管轄区域内に存する貸切バス営業所数をもって、1 カ年分の負担金の額を算出し、認可後速やかに請求致します。

ただし、基準日以降平成 30 年 3 月 31 日までに事業の廃止又は休止を行った事業者については、負担金の請求はしません。

なお、平成 30 年 4 月 1 日現在において、以下に掲げる団体の会員である営業所については、負担金の算出及び請求の対象から除外します。（下記の団体が当センターより適正化事業にかかる業務の一部を受託し、会員事業者の営業所への巡回指導を実施するため。）

<団体>

- ・一般社団法人長崎県バス協会
- ・一般社団法人大分県バス協会

(2) 負担金の納付

上記(1)により算出した 1 カ年分の負担金を一括納付していただきます。

(3) 負担金の精算

年度途中で新規許可を受けた事業者等に係る負担金の精算は以下の通りです。なお、精算により生じた 10 円以下の端数は 10 円単位に切り上げます。

① 新規許可、事業の再開

年度途中で新規許可を受けた又は事業を再開した事業者については、許可を受けた日又は事業を再開した日の属する月の翌月分（ただし、許可を受けた日又は事業を再開した日が 1 日の場合は、当月分から。以下同じ）から当該年度末分までの負担金を請求します。

② 事業廃止・休止、許可の取消し

年度途中で事業を廃止・休止した事業者又は許可の取消処分を受けた事業者については、事業を廃止した日又は許可取消処分の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を清算します。

③ 事業の譲渡及び譲受

年度途中で事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者については、譲渡人が負担金を納付していた場合には清算をしないものとし、譲渡人が負担金を納付していない場合にあつては、譲受人に対し未納分に係る負担金及び延滞金を請求します。

④ 事業の分割、合併及び相続

年度途中で事業の分割、合併及び相続の認可を受けた場合あつては、負担金に係る清算を行いません。

⑤ 事業計画の変更

年度途中で適正化機関の管轄区域内に営業所を有していない事業者が営業区域の拡大に伴い、当適正化センターの管轄区域内に新たに営業所を有することとなった場合(当センターの管轄区域内に初めて営業所を設置することとなった場合に限る。)については、当該認可の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を請求します。

また、年度途中で当センターの管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当センターの管轄区域内に営業所が存在しないこととなった場合については、当該営業所の廃止の認可日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を清算します。

⑥ ⑤以外の事業計画変更

基準日以降に上記⑤以外の事業計画変更(営業所の新設・廃止)を行った事業者については、当該変更に係る負担金の精算を行いません。

⑦ 「2.(1)」に掲げる団体の会員となった場合及び会員でなくなった場合

年度途中で「2.(1)」に掲げる団体の会員となった場合及び会員でなくなった場合にあつては、負担金の精算を行いません。

(3) 納付期限

負担金の納付期限は、請求の日から1か月以内とします。

(4) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法第43条の15第5項及び道路運送法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付した日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。

ただし、延滞金総額が、1,000円に満たない場合は、その納入を免除します。

なお、延滞金総額の10円未満の端数については、10円単位に切り捨てます。